

令和2年第1回取手市教育委員会定例会会議録（公開用）

1. 招集年月日 令和2年1月21日（火曜日）午前10時
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員

教育長	伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者）	小谷野守男
教育委員	櫻井 由子
教育委員	猪瀬 哲哉
教育委員	石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者

教育部長	田中 英樹
教育参事	森田 哲夫
教育次長兼教育総務課長	石塚 幸夫
教育次長兼図書館長	大手 勉志
学務給食課長	三浦 雄司
指導課長	浅野 誠
スポーツ生涯学習課課長補佐	蛭原 雅己
公民館課長	丸山 博
6. 書 記

教育総務課 課長補佐兼係長	蛭原 康友
教育総務課 主 査	谷口 京子
教育総務課 主 事	中村 翔
7. 議 事

報告第1号	取手市教育委員会職員の処分について（非公開）
報告第2号	損害賠償の額を定め和解することについてに対する意見について（非公開）
議案第1号	取手市いじめ問題専門委員会運営規則の一部を改正する規則について
報告1	取手市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策の最終提言について
協議1	再発防止策等の今後の取組みについて
報告2	いじめ防止策等の取組み状況に関する報告について（一部非公開）
8. そ の 他
 - (1) 令和元年第4回取手市議会定例会一般質問について
 - (2) 2月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 会議の概要

午前 10 時 04 分開会

○教育長

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。よって、令和2年第1回取手市教育委員会定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

配布物の確認を事務局からお願いします。

〔谷口主査が配付物について説明〕

○教育長

次に、教育長報告をさせていただきます。お手元の資料を確認していただきながら、お含み置きをいただきたいと思います。

まず、1点目は、いじめ問題専門委員会の再発防止の提言についてでございます。こちらにつきましては、令和2年1月18日の土曜日、午後3時から第9回の専門委員会が開かれまして、最終的な話し合いの結果、最終提言ということで、専門委員会の委員長より私のほうに手交されました。その後、専門委員会による記者会見が4時半から行われまして、報道機関7社に取材していただきまして、それぞれ報道等がなされたところでございます。この再発防止策の最終提言につきましては、この後、報告1にて報告をいたします。

2番目、福ブック【図書館】の関係でございます。図書館の開館初日となりました1月5日の日曜日に実施したものでございまして、「歴史が好きな人へ」とか「なぞをとけ！」など複数のテーマを設定しまして、図書館の司書が選んだおすすめの本を3冊セットにして貸し出したところ、即日終了となったところでございます。提供の内訳につきましては、下に記載のとおりでございます。

3点目、第30回取手市少年の主張大会についてでございます。こちらにつきましては、令和2年1月12日の日曜日、午前9時から開会したところでございます。当日は、少年の主張の発表と善行表彰等が行われたところでございます。こちらにつきましては、別紙に記載してございますけれども、8名の中学生の主張は大変すばらしくて、会場の皆様も非常に感銘を受けられたところでございます。

続いて4点目、令和2年取手市成人式についてでございます。こちらにつきましては、1月12日午後1時半から市民会館で実施したところでございます。こちらにつきましては、新成人で組織する成人式実行委員会の協力をいただいたところでございます。開催の概要につきましては、下に記載のとおりでございます。

5点目、麴町中学校の校長の講演会についてでございます。1月14日にウェルネスプラザ多目的ホールで開催したところでございます。こちらについては、市内の小中学校の校長と生徒指導主事、あとは再発防止検討会の教員、取手市いじめ問題専門委員会の委員長、委員の方、また取手市いじめ対策連絡協議会の会長、スクールカウンセラー・スーパーバイザーなど多くの方に参加いただきまして、当日は櫻井委員にも御参加いただきましてありがとうございました。第1部の講演会では工藤校長の講演会ということで、第2部の意見交換会では工藤校長と生活指導主任の先生方の質疑応答の形で、活発な意見交換が行われたところでございます。

6点目、ギャラリーコンサート・市美術展についてでございます。こちらは今年の12月に駅ビルに「たいけん美じゅつ場 VIVA」がオープンしたところでございますけ

れども、12月21日から1月21日まで「とりで美術の今」と題しまして、郷土作家を中心とした作品展を開催したところでございますけれども、1月4日にギャラリーコンサートということで実施したところでございます。

7点目、第48回取手市新春健康マラソン大会についてでございます。こちらにつきましては、1月19日、8時半から実施したところでございます。競技種目等については別紙にご用意してございます。当日は天候に恵まれまして、盛大に開催することができました。また、こちらの大会につきましては、取手市体育協会から多数の協力をいただいて、その結果、大きな事故もなく無事に終了したところでございます。

私からの報告については以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

報告第1号、第2号の関係でございます。この後、議題となります報告第1号、取手市教育委員会職員の処分については、事務局職員の人事に関する報告案件となります。また、報告第2号、損害賠償の額を定め和解することについてに対する意見については、個人が特定できる情報を含む内容の報告案件となります。したがって、議事を非公開とすることを発言したいと思っております。

お諮りいたします。報告第1号及び報告第2号の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと考えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議ございませんので、報告第1号及び報告第2号の議事は非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長

傍聴の方がいらっしゃいませんので議事を続行いたします。

それでは、報告第1号、取手市教育委員会職員の処分についてを議題といたします。本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第1号は報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いて報告第2号、損害賠償の額を定め和解することについてに対する意見についてを議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼図書館長お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第2号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

非公開とした件の議事が終了いたしましたので、会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

○教育長

続いて議案第1号、取手市いじめ問題専門委員会運営規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。浅野指導課長お願いします。

○指導課長

それでは、議案第1号に関して御説明いたします。

取手市いじめ問題専門委員会運営規則の一部を改正する規則についての内容になります。こちらの提案の理由といたしましては、令和2年1月18日に開催された第9回取手市いじめ問題専門委員会、こちらにより示されました取手市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策、こちらにおいて市教委に対する再発防止策の提言として提言の⑮、こちらは提言の16ページになります。提言をご覧いただければと思いますが、そちらの⑮になります。そちらには、資料の保管の定めを第三者委員会の設置要綱及び条例に盛り込むことと提言されております。そこで、取手市いじめ問題専門委員会運営規則について、規則の一部を改正することにより、記録の管理の条文を追加し、専門委員会における記録管理について規定するための提案をするものでございます。

こちらの次のページをご覧ください。資料になっておりますが、その1ページ、こちらに規則改正についての内容が示されております。表の左側が改正後、表の右側に改正前を抜粋したものを示させていただいております。今回の改正において、これまでなかった記録の管理、こちらを第9条として加えることから、まず改正前の第2条にある「第9条において同じ」という部分、こちらが9条が入ることによって、旧規則の9条が後ろに動きますので、「第10条において同じ」というふうに変更になっております。

そして、記録の管理として、第9条に追加の条文としまして「専門委員会は、会議、調査、その他所管事項において作成し、又は取得した文書その他の記録（図画並びに電子的方式及び磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られたものを含む。）について適切に管理するとともに、教育委員会に当該記録を引き継ぐものとする。」という条文を追加いたしました。これにより、これまでの条文が後ろに押し出され、最後の条文がこれまでの11条から12条という形になります。

取手市いじめ問題専門委員会運営規則の全文につきましては、改正後のものですが、次のページ以降に載せてございますので御確認ください。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

以上で、本件に対する説明は終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○櫻井委員

確認よろしいでしょうか。今の浅野課長の御説明の第9条の御説明の中に、文言として「又は取得した文書その他の記録（図画並びに）」と書いてありますが、今、図面とおっしゃいましたか。

○指導課長

図画が正しいです。失礼いたしました。訂正いたします。申しわけございません。

○教育長

そのほかございますか。

○猪瀬委員

すいません。ちょっと不勉強で申しわけないんですけれども、人の知覚によっては認識することができない方式というのは、どのような方式でしょうか。

○指導課長

お答えいたします。こちらにございますように電子的方式、磁氣的方式、その他、こちらはU S Bの中に入っている電子データ又はフロッピーディスクの中に入っている磁気データ、こういうものは目で見て知覚することができない。そして、さらに今後、それと同様の記録方式というのが電子的又は磁氣的方式以外に出てくる可能性があるということも鑑みて、そういうデータ化されているもの、そういうものを「知覚によって認識することができない方式」という形で書かせていただいております。

○猪瀬委員

ありがとうございます。

○小谷野委員

質問の内容についておかしいかなと思われるかもしれないんですけど、よく国会で記録データがありませんという回答があるじゃないですか。とりあえず、これは何年ぐらいの保管を想定した記録になるんですか。

○指導課長

こちら法律等の中では、いじめ重大事態に対しては5年間の保存ということにはなっております。ただ、文書の保存規定に関しましては、また情報管理課等と確認をしていきたいというふうに考えております。

○櫻井委員

今の小谷野委員の質問に関することなんですが、今の浅野課長の御返答で保存期間、第9条の後ろのほうに「適切に管理するとともに、教育委員会に当該記録を引き継ぐものとする。」ということで、教育委員会に引き継がれた場合は市の文書管理の規定が適用されることと思っておりますが、専門委員会の文書管理の規定は、それは市に準ずるものと考えてよろしいでしょうか。

○指導課長

こちら専門委員会も第三者委員会という形はとっておりますが、教育委員会の付属機関であるところでございますので、そちらの文書規定に沿う形になるかと考えております。

○教育部長

ちょっと補足いたしますけれども、いろいろな調査ですとか資料等がございますので、公文書に該当すると思われまして。ですので、文書管理規則の中できちんと保存年限を定め、さらにそれを、この調査が終わった暁には、きっちり教育委員会に引き継いでいただくというようなことで、特に専門委員会の皆様方に限定しての文書管理規則というのは設けておりませんが、市の管理規則の中でしっかり引き継いでいくというような形をとりたいと思っております。

○教育長

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。以上で質疑、御意見を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり決することに御異議ございませ

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして報告1，取手市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策の最終提言についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

○教育部長

それでは報告いたします。冒頭，教育長の報告にもありましたとおり，1月18日土曜日，令和元年度第9回いじめ問題専門委員会が開催されました。取手市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策の最終提言が，藤川委員長から伊藤教育長に手交されました。櫻井委員におかれましてはお忙しい中，御出席ありがとうございました。教育委員の皆様，それから市議会の皆様には，専門委員会終了後には本提言書を送らせていただいたところでございます。

当日は，専門委員会による記者会見もございまして，4時半から約1時間25分程度の時間で記者会見を行いました。当日はテレビも入りまして，NHKで報道されたというような状況でございます。翌日は新聞各社に記事が掲載されておりまして，お手元に，その記事が配付されていると思います。

また，昨日，20日の午前中には，教育長から市長に対して最終提言書の手交を行いました。それとともに，市のホームページにも，こちらの提言書をアップしたところでございます。また，御遺族に対しましても事前に最終提言が提出される旨のお手紙と，それから昨日，郵送によりまして最終提言を郵送したところでございます。

それでは，最終提言書について御報告いたします。提言書の策定に当たりましては，専門委員会の委員の皆様それぞれ専門的な知見を有するとともに，お忙しい中，教育委員の皆様のお手元にありますとおり，提言書と検討の経緯という2部構成からなる資料を提出いただきました。今回の最終提言書は，昨年10月6日の第7回専門委員会で手交された提言の素案に対しまして，10月15日からパブリックコメントを1カ月間実施した結果を反映したもので，パブリックコメントには市民を初め23名の方より貴重な御意見をいただきました。

それでは，お手元の提言書に基づきまして，報告をさせていただきます。まず，2ページから6ページまでにつきましては，素案と，それから今回の最終提言の変更点はございませんので省略をさせていただきます。次に，7ページの中段をご覧ください。先ほど申し上げましたパブリックコメントについての結果を掲載しております。次に，8ページから9ページでございます。こちらにも内容的には全く変更はございませんけれども，3-1，本件事案の教訓を生かした再発防止策であること。3-2，実行可能で具体的な再発防止策であること。3-3，課題を組織的背景から把握すること。こういった再発防止策を検討するに当たっての考え方というものが，こちらに記載してございます。

次に，10ページをお開きください。10ページの上段から14ページまでが，学校に対する再発防止策の提言となっております。番号で①から⑩まででございます。こちらの10項目につきまして，学校に対する再発防止策の提言がございました。特に①の全員担任制・複数担任制ということで，複数の教員で生徒を見ることができ

るシステム。それから、②生徒の抱える課題や悩みをとらえて対応する教育相談部会システムの構築ということで、こちらの2点につきましては、後ほどまた報告をさせていただきますと思います。この10項目が学校に対する再発防止策の提言でございます。

次に、15ページをお開きください。教育委員会に対する再発防止策の提言ということで、⑪から16ページの⑮まで5項目の提言をされております。教育委員会としましても、この事案が発生して、いろいろ再発防止策を検討する過程の中で、できるところはどんどん取り入れていこうというようなことで、既に実施している部分もでございます。特に、⑫の市教委が重大事態の判断において学校とも協議・連携することに関しましては、当然、もう既に取り組みをしているところでございますし、⑬の教育委員会の体制の改善というところにおきましても、総合教育会議、教育委員会会議及びいじめ問題専門委員会の定期的な報告。それから15ページの一番下、文部科学省や茨城県以外のいじめ防止体制が充実した自治体からの出向等、外部人材の積極的な登用ということで、今回、石隈委員に教育委員会の委員としてお願いしました。また、スクールカウンセラー・スーパーバイザーの藤原先生にも、こちらの再発防止策をする上でアドバイザーとなっただけなど、既に実施しているところでございます。

続きまして⑭、教育委員会事務局による法的根拠の資料の提供ということで、教育委員会委員の皆様が適切に法的な判断ができるようにということで、必ず根拠法令も一緒に提出すべきということで、教育委員の皆様にもこのブルーの冊子、クリアファイルをお渡しして、法令に照らし合わせながら実施しているというところでございます。また、⑮につきましては、先ほど指導課長が申し上げたとおり今定例会で規則の改正を行っているということでございます。

次に、16ページの下段、⑯からにつきましては、教育委員に対する再発防止策の提言。次に17ページ、県教育委員会に対する再発防止策の提言ということで⑰⑱と2項目を挙げてございます。

このように学校に対して10項目、教育委員会に対して5項目、教育委員に対して1項目、県教委が2項目ということで、この18項目の柱立てについては、10月に提出された素案と変更点はございません。今回、パブリックコメントを実施した中で、先ほど意見の提出が23名というお話をさせていただきました。具体的に、この柱立てした18項目を加除修正することはございませんでしたけれども、それぞれ番号の下に、具体的な活用例みたいなものが文言で記載されている提言書となっております。この文言の中に、今回パブリックコメントをいただいた内容のことを反映しているという形となっております。

お手元に、A3横で、パブリックコメントの実施した23名の方に対して、それぞれ一番右の列に、専門委員会からの意見が記載されていると思います。例えば、この提言書の10ページをお開き、ちょっと戻っていただきたいんですけども、パブリックコメントの意見の中で、全員担任制について、全体では1人に対する注意が少なくなってしまうのではないかと、負担が大きいのではないかとという御意見をいただきました。そういった中で、この10ページの①の下に第2段落目の中段、こちらに麴町中学校の事例等も踏まえ、ホワイトボードや情報共有システムの活用というものを専門委員会から、この御意見をいただいて加筆しているということで、こういったそれぞれ下に記載されている文言の中に、今回いただいた御意見がかなり

細かく反映されているという状況でございます。このような形でパブリックコメントを反映させ、そして、こちら最終提言書が提出されましたので、教育委員会としても、こちらをしっかりと実行していきたいというふうに考えております。

私からの報告は、以上でございます。

○教育長

以上で本件に対する説明は終わりました。

本件に関しまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

○猪瀬委員

すみません。このパブリックコメントの意見提出者数 23 名というのは、ほかのパブリックコメント募集した場合に比べて、多かったり少ないってというのはあるのでしょうか。お聞かせ願えればと思います。

○教育部長

このパブリックコメントについては、さまざまでございます。例えば、ゼロ件というものも結構ございます。23 名ということで、みんなでいじめをなくすための条例改正をしたときに、たしか 100 名ぐらいからの御意見があつて、非常に関心の高いものと、全く御意見のないものというところで、今回は市民の皆様だけでなく、市外からも結構提言をいただいているという状況でございます。

○小谷野委員

まだ数度読んでいないものですから、細かな部分まではとは思うんですけど、やはり真摯にしっかりと受けとめて、これからの子どもたちのために、また、この市を背負っていただく子どもたちや、これからの青年たちのためにも、しっかりとした回答を出すということが大事だったと思いますので、この件に関しては非常に頑張っていたいただいたなというふうな思いがあります。そういう意味でも、私たちもしっかりと責任を持って見ていかなければならないなという思いを強くしました。以上です。

○石隈委員

私も感想なんですけど、再発防止策は割と一般的なものになりがちなんですけども、今回かなり具体的に踏み込んだ御提案を再発防止策の中でいただいているというのに、この再発防止策をつくられた方々に敬意を表したいと思います。それから、これはかなり大きな教育改革ですので、具体的に計画して、人の配置も含めてやる必要があるし、それをまたいろいろな方々から私たちは見られているということで進めていく必要があるなと思います。それと同時に、これを進めるということは、現場の教職員の先生方々にとってかなり負担になると思いますので、今ちょうど働き方改革が言われているところなので、教職員の方々に対するサポートも含めて、両輪でやっていく必要があるかなという感想です。

○教育長

ただいま石隈委員からあつたお話は、私たちが受けとめることでございまして、提言そのものが、これは県の調査委員会の報告を受けているものなので、根本から見直すという、根底からその問題を把握しなさいということがあつたのが一つと、まず報告を待つ前から、できるものから実行しなさいという迅速性。根本の問題と迅速性という問題があつて、それは私たち心がけて考えていかないといけないと思うことありますし、迅速性についてはできるものは既にやっているところもございませ

あともう1点、かなり細かい具体策なので、学校に求めるものがかなり詳細な部分があるので、これはパブリックコメントの中にもあるんですけども、現場の方が実行する機会が多いので、それに対しての負担軽減、過重な部分ができないようにということはありますので、その点でも十分配慮しながら、せっかく貴重な提言をいただいていますので、実行可能であるということも、専門委員会がありますので、これは大事な柱として、私たちも学校の先生方と意見交換しながら再発防止について取り組んでいきたいと考えてございます。

○櫻井委員

先ほど田中部長からもお話がありましたが、提言をいただいた際に同席させていただきました。また、その後の記者会見についても同席させていただいて、パブリックコメントもそうなんですけれど、記者さんからの意見が大変活発だったということは、資料として御提出いただいた新聞各紙のコピーからも伺えるかと思えます。その中で、記者さんが——どこの記者がおっしゃったことかちょっと記憶にないんですけど、新聞を読むのは市民なんだから、市民に提言を受けての改革の具体的なところを知らせなければならぬというように記者さんがおっしゃって、それを受けての各新聞紙面の全員担任制、あるいは新聞によっては複数担任制と書かれていると思います。

今、石隈委員もおっしゃったように、現場の負担が第一ですけど、またこれを受けてのPTAでも動揺があるかと思われま。その後、指導課、また教育委員会全体でPTAの周知をされていくかと思いますが、そういったほうもぜひきめ細かにしていただきたいなと思います。以上です。

○教育長

ありがとうございます。その点については、この後のお話になるかと思いますが、そのこともあわせて御意見ちょうだいできればと思います。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告1の議事を終わります。

続いて協議1、再発防止策等の今後の取組みについてを議題といたします。

本件についての説明を、まず浅野指導課長からお願いいたします。

○指導課長

それでは、御説明させていただきます。資料1、学校に対する再発防止策の取組みという図表があるかと思えます。そちらをまずご覧ください。こちらに、取手市の新しい学校教育3つの取組みという表題で書かせていただいております。

まず1つ目、こちらは再発防止策の①に当たる、複数の教員で生徒を見ることが出来るシステムの導入というところを受けまして、中学校において全員担任制、小学校においてはチーム指導、こちらを実施していきます。その中で、複数の教員で児童生徒を見て、教員が一丸となって一人一人に向き合っていくというのを目的として、このようなことに取り組んでいくということを考えております。

そして、再発防止策の2つ目、生徒が抱える課題や悩みをとらえて対応する教育相談部会システムの構築というのが提言の中に挙げられております。そちらを受けまして、大きな2つ目としまして、教育相談部会システムを取り入れていくという

ふうに考えております。児童生徒の不安や悩みに気づき、チームで相談・支援する体制をつくる。こちらがこの部会の目的となっております。そして、その下に移らせていただきます。下に書かれているのが、この実施に向けて再発防止策の検討会議というのを実施しております。そこでも話し合われてきたことでもありますけれども、2学期制を導入していこうということで、これは教員が児童生徒と向き合う時間をふやし、子どもたちとの信頼関係を強くするというのを目的としています。つまり、上の2つを実施する上で、より効果的にそれを働かせる方策の1つとして、2学期制の導入を現在検討しているところでございます。

次のページをご覧ください。まず、中学校における全員担任制、それから小学校におけるチーム指導の導入について御説明いたします。どちらも目的は、複数の教員で児童生徒を見ることで、教員が一丸となって一人一人に向き合うということを目的としております。この複数の教員がさまざまな視点で児童生徒を見ることによって、小さなサインや変化に気づけるようにしていきたいということでございます。中学校における全員担任制としましては、学級担任を固定せず、学年の教員が交代で担任の業務を行うことで、生徒の変化に気づけるようにする。生徒、保護者が相談しやすい教員を選んで面談できるようにするという2点を挙げております。

続きまして、小学校におけるチーム指導に関しましては、学校や地域の状況、児童の発達段階、こういうものに応じて、一部の授業、それから朝の会、帰りの会、給食指導、学級活動などの時間に担任以外の学年の教員などが指導することで、複数の教員で児童を見て、児童の変化に気づけるようにするという形での導入、チーム指導というのを考えているところでございます。

次のページをご覧ください。次は、教育相談部会システムの導入についてです。こちらについては2点、大きな目標がございまして、児童生徒の不安や悩みに気づき、チームで支援するために、教育相談部会を設置し、相談・支援体制を強化するというのが目的となっております。それに向けて教職員がチームで支援していくために、教職員間、専門家、それから関係機関とのコーディネーター役となる教育相談主任を市で設定いたしまして配置し、具体的な対応について相談部会で協議、対応できるようにしていくとなっております。また、教員に加えて心理の専門家であるスクールカウンセラーを活用し、アセスメントした上で教職員がチームで児童生徒を支援するという目的がございまして。それに向けて、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用し、さらに教育総合支援センターにいる職員、学校連携支援員や、それからスクールカウンセラー・スーパーバイザー等からもコンサルテーションをいただきまして、アセスメントやプランニングした上で、教職員がチームで児童生徒の相談支援を行っていくようにしていきたいと考えているところでございます。

次のページをご覧ください。そして、それらに合わせて2学期制の導入をしていくということが挙げられております。教員が児童生徒と向き合う時間を増やし、信頼関係を強くするということがまず1つの目的でございまして。2学期制にすることで、学期のまとまりが長くなるので、児童生徒、教職員ともに時間的、精神的な余裕が生まれ、教員が児童生徒に向き合う時間が増加するということが大きな目的となっております。また、児童生徒が学習にじっくり取り組める環境をつくるということももう1つの効果として挙げられております。学期の期間が約100日と長いいため、児童生徒の成長をきめ細やかに見取ることができるとともに、学校行事等を効

果的に配置することで、児童生徒の行事への負担感が減り、学習にじっくりと取り組むことができると考えております。

こちら3点について、取手市としては、再発防止策に合わせて実施をしていくところでございますけれども、そちら導入に向けての今後の流れとしましては、5ページでございます。本日の教育委員会定例会において協議、そして24日、今週末になりますが、こちらで第5回再発防止検討会議を予定しております。そこにおいて協議をして、大枠を定めていきたいと考えております。さらに1月29日、総合教育会議においても協議、そして1月下旬から2月にかけて、教職員への文書による周知をしていきたいというふうに考えております。2月になりますと、PTA連絡協議会等でございますし、学校の学年末PTAもでございます。まず、PTA連絡協議会において、こちらについて説明するとともに、各学校において保護者への説明、文書等を作成し、説明等ができるように周知をしていきたいと考えております。そして2月下旬、教育委員会定例会において報告、さらに3月市議会において説明、3月下旬には総合教育会議において、また協議というような形で、こちら4月の実施に向けて進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○教育長

続いて、石塚次長兼教育総務課長をお願いします。

○教育次長兼教育総務課長

続きまして、お手元に配付してございます資料2、教育委員会と教育委員会委員に対する再発防止策の取り組みという資料をご覧くださいと思います。あわせてまして、今回、提言が示されました、こちらの15ページもご覧くださいと思います。先ほど報告1の中で、田中教育部長から市教育委員会に対する再発防止策、それから教育委員さんに対する再発防止策、そちらの御説明もございました。その中で、やはり教育委員会に対しては、抜本的な改革が必要だというようなところの中で、その中で研修の実施、それから重大事態の判断において学校とも協議連携をする、教育委員会の体質改善、それから教育委員会事務局による法的根拠の資料等の提供、それと資料保管の定めを第三者委員会の設置要綱及び条例に盛り込むことという5項目について、教育委員会の事務局に対しての改善提案、それにあわせて教育委員の皆様に対しての再発防止策の提言としては、やはり今回の再発防止策というのが平成27年の女子生徒自死事案に基づく提言ということですので、まずそちらの経過というものを改めて把握していただきたい。まして今回、新たに教育委員になられた方々にも、そちらの調査報告書というものをを用いて、その経過をきちんと理解をしていただき、今後、法令違反に対しては注意喚起をすべきであるというような御提案をいただいております。

教育委員会の事務局に対する提言の5項目、それから教育委員さんに対しての提言1項目については、もう既に実施しているところもでございます。その中で今回、こちら学校との協議連携、それから教育委員会の体質改善というところの中で、次のページをご覧くださいと思います。資料の次ページになります。こちらは、令和2年度教育委員会体制のこれはまだ案ということで、イメージということでお考えいただければと思います。学校との連携強化の中では、さまざまな学校内で起こる事象につきましては、教育委員会の中でも学務給食課、それから指導課、それから教育総合支援センター、こちらの連携というものを今後さらに密にしていく必要があるという観点の中で、まず直接的に学校とのかかわり合いが強い指導課、そ

れから教育総合支援センターなんですけれども、こちらの特に教育総合支援センターの体制強化を今現在、教育委員会では考えているところでございます。

この教育総合支援センターに、さまざまな角度からの専門的な見地をお持ちの方と、それから小学校14校、中学校6校、こちらは先ほど指導課長から御説明がありました。今後、全員担任制、チーム指導、それと教育相談システム部会、こちらを新たに学校で始まる施策、取組み等もございますので、教育総合支援センターと、それから学校の中で連携をとりつつ、複数の目で子どもたち、児童生徒に対してさまざまなアドバイス、助言等、そういう専門的な見地で、こういった体制を整えていくというところを今後、教育委員会としては考えてございます。

今回、こちらの協議1ということにつきましては、先ほどの学校に対する再発防止策、それから教育委員会としての防止策、こちらの今後の進め方につきまして、教育委員の皆様と御協議をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○教育長

以上で本件に対する説明は終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○石隈委員

丁寧な御説明ありがとうございました。最初に、このポンチ絵の1ページ目を見ながら、3点お願いします。まず1つ目は、今、取手市が取り組んでいる学校教育というのは、国全体が取り組んでいるチーム学校の具体的推進だと思うんですね。チーム学校は2015年に中央教育審議会でも答申を出しまして、国、文科省も、特にチーム学校というのをこれからの教育の中心の柱とするということで、まさに取手市はそれを実現しているということで、国の方針とも合っていて、国の事業との連携と申しますか、事業費があれば、それもいただくということを含めてです。それを実現するためには、この全員担任制も教育相談部会もそうなんですけど、教職員のチーム力というかチーム援助力というのが問われてきます。

私も専門は学校心理学、さっき教育心理学と書いていただいたんですが、より具体的な学校心理学が専門なんですけど、先生方はいい授業を行うということを一生涯懸命やっていますし、スクールカウンセラーはいい相談をするということをやっていますので、まだまだチームに関しては慣れていないというか弱い場合もあるんですね。1人で頑張ると。それをチームでやるということに意識変換だけでなく、スキルの的にもアップしなきゃいけないので、先ほど御提案になった研修については、いじめ等の研修だけではなくて、チームとしてどう動くか、チーム援助をどうつくっていくかというのをぜひ盛り込んでいく必要があるなというふうに思いました。これが1点目です。これ少し時間がかかると申しますが、多くの方も言ってらっしゃいますけど、一流の教員をつくるんじゃなくて、一流の学校をつくるというか、これは一流の医師をつくるんじゃなくて一流の病院をつくるということを参考にした言葉で、私も使っています。

2つ目が、これからこれをやられて、本当に教育委員会も先生方も保護者も含めてかなり使うんですけど、1年後、2年後、3年後に振り返ると申すんですね。本当にうまくいったのか、うまくいっているのか、そういうときに指標が必要だと思うんですね。例えば、スクールカウンセラーを入れても、不登校減っていないじゃないかと、こういう意見もあるわけです。それで私、スクールカウンセラーを栃木県の宇都宮市で導入するとき、何をもって評価にしようかというのを一緒に考

えたことがあるんですけど、不登校の数だけで指標にすると、不登校っているいろいろな要因が絡んでますのでわかりにくいと。だから、むしろ担任の先生、学校の先生ができるサポートの幅が広がったり、サポートの量がふえることを1つの指標にしようというのを宇都宮市と検討したことがあります。だから、今回のことも全員担任制と教育相談をやることで、何をもうまくいったとするかという指標を教育委員会、学校と相談してシンプルな指標を3つか4つ決めておいたほうがいいかなと思います。その1つが多分、先生方の援助がより幅広く、量的にもふえるというか、そういうところが1つであったり、それから子どもが安心感を持って学校に来ているという子どもの安心感が高まることであったり、そういうのをどこかでアンケートをとるとか、そういうことも必要かなと思います。いじめに関しては、釈迦に説法ですけど、いじめをなくすというよりは、いじめが起きたときにすぐ対応できる、大きないじめにしないというところも含めてだと思えます。それが2点目です。

3つ目は、教育相談の主任とかコーディネーターになると、話題が私の専門とも絡むのでちょっと熱くなってしまうんですけど、やはりだれが主任をやって、どういう位置づけ、その方がどういう権限を持っているのか。校長先生が、みんなできょうはA君について会議やるよ、臨時だけど協力してねと言うとみんなが参加します。教育相談主任が臨時の会議をやったときに、私は行く、私は行かないということが起こってしまうんですね、そんなに権限ないので。だから、教育相談主任には時間と一定の権限を校長からいただけたらいいかなと思います。それから、人材に関しては、学校の先生の中で、このスーパーバイザーの先生も持っていらっしゃるガイダンスカウンセラーとか学校心理士という、自分で勉強してそういう資格を持っていらっしゃる教職員の方がいらっしゃいますので、そういう教育相談の資格、ガイダンスカウンセラー、学校心理士を持っている方を積極的に登用すると、既にそういう方々は蓄積がありますので、そういう方の登用をされるといいかなというのが3点です。

すみません、最後にもう1個。一番最後の教育委員会体制のところの表を見ていただいて、すごくわかりやすい表なんですけど、1つ提案は、各学校で教育相談部会、生徒指導部会、いじめ対策委員会というのがあって、メンバーもすごく重なるところがあって、この前も言いましたように、将来的には教育相談部会と生徒指導部会が生徒支援部会みたいな形で1つになるのが望ましいんですけど、まずは教育相談を充実させようということと独立させるというのは、私は意味があると思えます。これがうまくいくためには、生徒指導主事が教育相談部会にも出ること、教育相談主任が生徒指導部会にも出ることを、ここもぜひ主事同士が重なってもらえればいいかなというのが1つと、ここに管理職と書いているのはとても重要なことで、管理職は忙しいので、最初は出られるんですけど、途中から出られない部会も出てくるとというのが割とよくあることなので、管理職と書いた以上は校長又は教頭が必ずどちらかが出るというところをルールにさせていただいて、やはり管理職が来ると学校全体の資源や時間の使い方がその場で決定できますので、管理職がいないと生徒指導主事が校長、教頭のところに持って行って、いいでしょうかという、もうそれで一、二週間、1カ月たってしまうて実現できないこともありますので、管理職、校長か教頭は、この図に書いてあるように、この会議にどちらかは出るという。実際には、校長先生が忙しいので、教頭先生が出られることも多いと思うん

ですけど、ルール化していただくと、かなり実現性が高まるかなということで。4点です。

○指導課長

ありがとうございます。こちら今、参考になるお話がありましたので、参考とさせていただきますというふうに考えております。石隈委員のお話の中で、こちら管理職の参加ということがありました。こちらについては、校長会、教頭会、教務主任会等でも今回のこの旨については説明しております。管理職の参加については、こちらは本当に絵に描いた餅にならないようにやっていきたいと考えております。

また、もう1つありました、生徒指導主事と教育相談主任、こちらを今回はあえて分けているところがございます。会のスタートに先駆けて、両方の会議が同じような話になってしまっただけということを考えて、今現在の検討の中では、それをスタート時点もありますので、しっかりと分けて会を進めていこうと。ただし、非常に微妙な部分がございますので、そこに関しましては連絡調整、連携をとってやっていこうということで進めているところがございます。

○櫻井委員

すみません、今の石隈委員のお話、さすが専門家の御意見だなと、大変感銘しておりますが、また専門家の石隈委員とは違って細々としたことをこれから申し述べさせていただきますと思います。

まず1つ目、全員担任制についてなんですけれど、そもそも複数の教員がさまざまな児童生徒を見ることで、小さなサインや変化に気づける。これ、小さなサインや変化というのは、そもそもその子がどういう子かという理解が前提であって、その普通と違う、その子のいつもと違うというのがサインであり、変化であると思うんですけれど、固定担任制の場合、1人の担任がその子を見ることで、普段はこうだという理解がその先生は深まっていると思います。その普段がよくわかってこそその変化、サインに気づけるものと思われませんが、複数担任制の場合、そもそも普段の様子を理解、これをどのように深めていったらよろしいものでしょうか。特に、小学校から中学校に上がる場合、市内には戸頭中のように戸頭小学校から戸頭中学校に1校1中のエリアもございますが、一方、取手二中のように小学校3校を抱える中学校もあります。1年で入ってきたときに固定担任制、例えば自分のクラスのこの子の普段の様子が1学期ぐらいでわかり、2学期ぐらいで、あれ何か違うな、違った様子に気づきという形になるかと思いますが、複数担任制の場合は、その辺はどうお考えでしょうか。

○指導課長

櫻井委員からお話があったこととございますけれども、確かに固定担任制の場合には、このクラスをずっと見ているということから違いに気づく部分というものもあるというのは、これは正直、実際のところだと思います。その上でも当然、クラスをローテーション等で変えていく際には、その状況等を次の引き継ぐ人、担任をする人には引き継いでいく形にもなります。そういうふうにして情報共有を図っていくということと、もう1つは、全員担任制という形で1つ1つのクラスではなく、全員が全部のクラスを見て、そして全部のクラスの子どもたちの状況を把握できるようにしていこうということが大きな目的でもございますので、そういった中では前の担任とは違って、クラスが変わっちゃったから見えないということがないように、それぞれ教員が全員、学年にかかわっていくという形をとっていくようにして

いきたいと考えてはおります。

○櫻井委員

今、浅野課長のお話、クラスがということで、そこがちょっと違うかなと思うんですが、クラスではなく子どもの理解、一人一人の理解、担任はクラスの変化は、先生方も教育のプロですからクラスの理解、団体の理解はできると思いますが、一人一人の子どもの変化に気づけるのは、まずその一人一人の子どもの普段の様子がわかってからであると思います。普段元気な子が、何かちょっと元気がない、だけど普段どれだけその子が元気かというのがわかっていないと、その子の変化というのはなかなか気づけないんじゃないかと。それを全員でとすると、だれかが見るだろうという、だれかが気づくだろうと。それはあると思うんですが、だけど、だれかがというところで大まかにとらえるがゆえに、個の変化というのはかえって見落とされがちではないかという、その辺はどのように手を打っていかれるお考えでしょうか。

また、こういったことは、石隈委員にもお伺いしたいんですけど、クラスという団体ではなく、個の一人一人の普段の様子の理解、そして普段の様子からの変化、サイン、これはどのようにしたらいいものでしょうか。

○石隈委員

とても重要なテーマを出していただいたと思います。ここの提案でもありますが、情報共有システムとありますけども、今おっしゃったように、普段と違うというのがまさにサインですよ。いつも元気なのにおとなしい、いつもおとなしい子がおとなしくてもあれなんですけど、そういうところのその子の成長のファイルとか、例えば全生徒分の小さいファイルでもいいので入れておいて、そのお子さんのちょっと違うことをメモして入れられるようなものとか、そういう共有のシステムをつくって、それを先生方が引き継いだり、話題にしたりするシステムをつくったほうが私はいいと思います。それでないとなかなか、ある先生が見たことがほかの先生が見たことにつながらないと、気づきにくいですよ。

これは特別支援なんですけど、市によっては、援助の必要な子どもに関しての1人1つのファイルを市全体で共有するクラウドに上げていて、かなりの情報チェックの中で、そこで見れるようにしています。私が勤める東京成徳大学でも、学生の様子については教職員だけが入れるところで、欠席状況とか含めていろいろな情報を入れて、お互いがチェックできるような体制を持っていて、それを今改善するところなんですけど、多分、そういうところを丁寧につくっていかないと、目立つ子ども以外は見逃される危険性が出てくるので、本当に大事な点だと思いますね。

あと、引き継ぎが本当に重要になりますよね。同じ年の先生方への引き継ぎと、次に行くとき、今までは担任が責任を持っていたと思うんですけど、どう引き継いでいくかというのは具体的に進めていく必要があると私も思います。

○教育長

その点については、麴町中の工藤校長先生のお考えの中にも実践例で、これはこの前の講演会もそうですし、現実には学校訪問をしたときも強調されてまして、だれが中核になるかということです。責任を持って、きちんとそれを共有するということと、この子の状態を一番つかんでいる人、キーマンがいるので。中学校の場合はたぶん、それが学年主任、だれを据えるかというのが非常に大事だということと、あと小学校はチームという、これをどういった表現にするかというのがすごく大事

なところとして、チームという意味にはチームリーダーが必ずいないといけないという、こういうスタイル、発想があって、そこをきちんとして——確かに固定の人だと、ずっと見ていけるんですけど、ただ、そこに気がつかないことがいっぱいあって、今回の問題になっているので。責任を持つ人をきちんと決めて、その人が中心になって情報をきちんと集めて、共有して、その子の変化をきちんと継続して見るという形なので。だからチームで、個で足りないものを補いあって、連続性もそこに付与してやっていくというのが、この新たな全員担任制であり、小学校でいうとチーム指導という考え方の根幹にあって、それが一番大事なところなんです。ただ、運用に当たって、かなり御懸念の部分がありますので、それについては、学校ときちんと問題点と課題というものを共有しながらやっていく必要があるかなと考えてございます。

○石隈委員

ありがとうございます。私も教育長が言われたことに賛成で、こうなると中学校は学年主任ですよ。中学校はチームリーダーというか、低学年、中学年、高学年の主任のような方が大きくなって、私はアメリカの小学校で勤めたことがあるんですけど、アメリカの場合は心理職と教育、特別支援の先生と、それぞれ自分の分野、パーツがあって、ジグソーパズルを集めて1枚の絵に描くようなチームの会議で、障害については先生、心理については石隈さんとか、分けて1枚の絵をつくるんですけど、日本でいろいろ子どものチーム援助会議にたくさん出させていただいて、日本の場合は担任制もあるんですけど、それぞれの先生方が子どものトータルの絵を持ってこられるんです。この子はこんな子だよと、スクールカウンセラーもこんな子だよって。だから、日本の場合はパーツ集めて1枚でなくて、1枚ずつの絵を合わせて手厚くするという特徴があって、これのプラスは手厚くなるということで、マイナスは、集まった5人が子どものある癖を見逃して、5人とも見逃していたらその穴が繋がってしまうというか、一気通貫——すみません、私の好きな麻雀用語なんですけども、繋がってしまって本当に大変なことになってしまう。だから、御指摘のように、教育長も言われたように、どこかに穴というか、皆さんの理解が薄いところが重なっていないかというのをチェックする役が必要で、それは学年主任とか、そういう方がさっきのガイダンスカウンセラーや学校心理士ではないですけど、教育相談とかいろいろ子ども見る研修を受けた資格を持っている方の登用も含めて、考えられるといいなと、私も賛成です。

○小谷野委員

以前から、個々の情報を集める方法の中に、それぞれのクラスのファイルを、子どものファイルをつくっておいて、授業に出た教員がそこで気になった子については、終わった後、こういう状況があったよというのを記入して集めていくということをずっとやってきていた状況があるんですよ。ところが、ついつい、それが1年に一遍の情報交換というような形に終わってしまったり、学期に一遍というような形の情報交換に終わってしまう。なぜかという、先ほど石隈先生が心配されている、人を集めるということに対する権限がなかなか主任クラスだと難しいので、どっちかという、部活やりたいというのが多かったですかね。そういう意味では、なかなかそれが実現されていなかったというところが大きな原因で、改善に向かっていないという方向性があったような気がしてなりません。

ですから、当初は、これからやることは先生方にとっては大きな負担が積み重ね

と思うんですよ。しかし、子ども一人一人をどうやって見ていくか、これからどうやって支援していくかということについては、時間をかけないと、どうしたって問うていけないことだと思うので、その辺を先生方とどう共有できるか、この辺の一番最初が、委員会も大事かもしれないんですけど、必要かもしれませんが、管理職もかなり精神的に力を持ってやっていかないと、かなりのパワーが必要なんじゃないかというような気はしていますね。そんな意味でのスタート時を大事にしていきたいなという強い思いがあるんですけど、一人一人というのはやっぱり大事ですから、この辺はこれからも取手市全体で、一人一人というのをテーマにして持っていく必要があるのかなというふうには思います。以上です。

○教育長

その問題については、あえて私、お話をしたいんですけども、麴町中もそうなんですけど、逆にいうと今まで余りにも個人個人に負担が行き過ぎていて、そうすると個人が抱えられない問題、これは藤代南中の問題であったわけなんです。その反省の上に立つんで、逆に個人に集中しがちであったものをシェアできるということなので、そうすると先生の意識の問題は変えてもらうんですけど、逆に先生が責任を分担することによって楽になるという面、非常にプラスになる面があるので、いっぱいやらなくてはいけないという気持ちよりも、私はそっちの視点です。要するに、狙いは何ですかということ、新たに変わるということの狙いをきちんと共有すれば、基本的には教員の方は一所懸命なので、では一生懸命の向け方をみんなという話にすれば、プラスの方向に行くのではないかなという気がするんです。

そのために、学校できちんと動けるように支援員という形で定期的に、学校のいろいろな課題が多分出てくると思うんですけど、そこを吸収してアドバイスしながらやっていきたい。そうすれば、担任の問題と教育相談システムと密接に絡み合ってくるので、そうすると生徒の側も相談しやすい、特定の担任ばかりではなくて、気軽に行けるようになる、選べるようになるということになると、より生徒との接点が深まるというふうに先行事例ではあって、実際始めてみると保護者側にも生徒にも不満等はほとんどないという、こういったシステムなので、それは学校の教員にとっても戸惑いはあるかもしれないけれども、それは逆に先生方の負担感の軽減にもなっているということは十分あるので、それは試行錯誤は確かにあると思いますけど、プラスの面が非常に大きいということも、学校の先生方にきちんとお伝えして、一緒にやっていくつもりであります。

○櫻井委員

今の教育長の御意見で、学年全体が1つのチームとしてということで、私が懸念していたことは、麴町中の工藤校長先生もおっしゃったように、学年主任であるとか学年のキーマンとなる人の力というのはかなり大きいんですが、逆にお一人の方がキーマンになった場合、例えば1人の子どもが最近様子がおかしいんじゃないんですかというような話が、学年の先生方の間で出たときに、それが新採の先生が差異に気づいたけど、そのキーマンの先生は気づかないという場合、どうしても集団ですから、ある程度の力関係というのはできてくると思うんです。そのときに、かつてこちらでもあったようにミスリード的なものが発生してはどうだろうと、そういう懸念もありました。今の教育長のお話ですと、そういうのがないよという事なんですけれど、やはり負担を1人に集中するという事は、そのチームで見

たときにわかります。だれが一番頑張っているか、誰がその中心かというのが、グループなり集団ですとおのずと出てきますから、そうすると、その発言権が強くなったりする。そういったところがなく、たとえ最初に気づいたのが新採1年目の先生であったにしても、同じように話ができ、同じように対応できる、そういう形にしていきたいなと思います。

○教育長

非常に大切な視点なので、そういう点については十分注意しながらやっていきますし、従来の組織形態ではそういった上位関係とか、経験年数の話があったので、それを払拭して新たな取り組みをしないと、本当のチームにならないということは大切な点で、お話をしておきたいと思います。

○小谷野委員

教育長からも話があったんですけど、心理専門の職員がカウンセラー等も含めて学校に行きますよね。これまでは勤務の時間というのは、本当に月何回もなかったわけですよね。しかし、この体制を築くということになると、その方々にアドバイスをいただけるということは非常に大きな力になってくると思うんですけど、その辺についての具体的な変更と申しますか、時間的な仕事をふやしていくような、そういう取り組みについては、今後どんな形になりますか。

○指導課長

お答えいたします。こちらの学校連携支援員に関しましては、現状は学校連携支援員というシステムはございませんが、こちらを設けまして、こちらで日数4日という形で対応するように現在進めております。その中で、スーパーバイザーも2名にふやしまして、そちらの方にスーパーバイズをしていただいて、スーパーバイズしたものを連携支援員も一緒になって進めていくという形で各学校のほうに入りながら、この相談部会とこちらの運営を進めていくという形で考えているところでございます。

○教育長

スクールカウンセラーのこともちゃんとお話をして。

○指導課長

スクールカウンセラーに関しましても、こちら週の日数を来年度ふやして対応する形になっております。また、義務教育課にはスクールカウンセラーの配置について、さらに要望しているところでございますが、こちらについてはまだ返答はございません。

○教育部長

浅野課長に補足したいんですけども、こちらのイメージ図なんですけれども、教育委員会事務局として、こういう体制で来年度行きたいということで、現在、市の財政部局に要求をしている段階です。ですので、これがまだ決定したわけではございませんので、こういうイメージでしっかり取り組んでいきたいという趣旨だというふうに御理解いただければ幸いです。一応、2月の早々には予算の内示というのがございますので、それまではまだ確定したものではありませんので、一言補足させていただきます。

○小谷野委員

学校連携支援員、それからスーパーバイザーについては、教育総合支援センター内に仕事の勤務場所としては置いてあるわけですよね。先ほどあった、各小中学校

に対応していただく専門のスクールカウンセラーについては、さっき週何日と……

○指導課長

週4日で今検討しているところです。

○小谷野委員

週4日で申請しているということですね。わかりました。ありがとうございました。

○石隈委員

週4日センターにいらっしゃって、3人いらっしゃるということは、延べ12日分ということですかね。

○指導課長

今、市として考えているスクールカウンセラーは、一番左のスクールカウンセラーという形で、残りは義務教育課配置のスクールカウンセラー2名をこちらに週4日できないかということで、県の義務教育課に相談しているところでございます。それについての回答はまだいただいております。

○石隈委員

今、話題になっているのは、学校単位でいくとどのくらい来てもらえるかという話で、義務教育というか、国と県の事業だと、中学校だったら週に1回、4時間とか6時間とか来ますよね。小学校にも一定時間行くというのが、市のスクールカウンセラーも配置することによって、学校に行くのがどのくらいふえるだろうかというのが多分、今の素朴なところで、こういう教育相談の充実、チーム体制の充実だったら、それがもっとふえるといいですねというのが端的な意見です。

○櫻井委員

教育相談ですが、今現在、各学校に子どもと親の相談員が配置されていると思います。そちらに関しては、今後どのような形になっていくのか。また、教育相談部会の役割的なものはあるものでしょうか。

○指導課長

子どもと親の相談員に関しては、現在、小学校が週に1回4時間、中学校が週に2回4時間ずつの8時間、そういう形で配置されております。これに関しましては現在、次年度以降も継続する方向で要求をしているところでございます。当然、子どもと親の相談員も子どもとかかわって相談を受けたりしております。事案に関するところかと思いますが、こちらの相談部会等の中で、事案にかかわるときには入っていただいたりすることもありますし、子どもと親の相談員さんが気になるお子さんに関しては、学校に伝えるなどしていますので、そういったことも相談部会の中で話し合う1つの問題というか、課題になるのかなと思っておりますので、うまく連携をするようにしていきたいと考えております。

○櫻井委員

ありがとうございます。そうすると今のお話ですと、あくまで子どもと親の相談員に関しては連携ということで、こちらの新体制の中に含まれるものではないという形よろしいでしょうか。

○指導課長

今現在は、こちら確定の中には入っておりません。ただ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の「等」の部分というのが、案件等によって、子どもと親の相談員、こういった方々も含めてという形になるものでございます。

○櫻井委員

子どもと親の相談員さんに関しましては、同じ学校に何年もいらっしゃる方がおられます。ある意味、先生方にも頼りにされている方もいらっしゃいますので、ぜひ連携という形よりも、できればもう一步踏み込んで、そういった方々も学校の教育相談の中で有効に活用と言ってしまっただけはなんですけど、本当に重要な戦力として活用していただければ、また逆に子どもと親の相談員さんのやりがい等にもつながっていかれるかと思えます。

○指導課長

ありがとうございました。参考にさせていただきたいと思えます。

○教育長

これ非常に大切な点なので、ただ課長の答弁がいまいち歯切れが悪いのは、時間数の制約があるので本当にできるかどうか、その実現性の話なので、ちょっと抑え気味ですけど、当然、その案件によったり、その方が持っているキャリアだったりすると、その方がまさにメインで入っていかなくてはいけないことも十分あり得るので、それは考慮していきたいと思えます。

○猪瀬委員

2月に、PTA連絡協議会において説明と言われまして、2月6日の市P連の運営委員会なのかなと思っているんですけども、そのときに会長と校長さんが御参加されるんですけど、そのときに説明をした後に質疑の時間等を取っていただけなのかというのと、あともう1つ、私、保護者としての素朴な疑問なんですけれども、小さなサイン・変化に気づけるようにしますと、メリットが非常に書かれているんですけど、デメリットというのも恐らくあるのかなと思うんですけど、保護者としてそちらの部分聞いてみたいなのというのがあります。

○教育長

まず、質疑応答の部分は、私たちそれはもう考えてございます。

○指導課長

こちらのデメリットというお話なんですけども、先ほど櫻井委員も、こちらのこういうところはどうかというお話がございました。そういったところが本当に課題として上がってくる。その課題として上がってくるというところが、若干デメリットに近いところなのかなというふうに考えております。ただ、デメリットの部分というか課題の部分を解決する方策、先ほども話がありましたが、では、情報共有をこまめにしようと、そういうふうな形で、それを少しでもプラスのほうに向けていく取り組みを我々は考えていかななくてはならないところもございまして、そちらで改善できるところを改善して取り組んでいきたいと考えております。

実際に運用していくと、例えば先ほど小谷野委員からもありましたけれども、学校でも本当に、特にスタートのときには、かなり力を注いで取り組まなければならない部分があるだろうというお話がありました。まさにそのとおりだと思います。そう考えると、先生方の一時的な負担増なども1つのデメリットになってくるかなというふうには考えておりますが、こちらをうまく運用する方向で考えているわけですが、運用することによって、その後の負担を軽くできるのではないかと考えて、今取り組んでいるところです。ですので、課題に関しましては多々あると思えますが、そこをデメリットにとらえず、解決すべきものとしてやっていくしかない

のかなととらえて、今、我々取り組んでいるところでございます。

○猪瀬委員

ありがとうございます。あともう1つよろしいですか。この2月6日のときに、マスコミが来るのではないかという話をちょっとお聞きしたんですけれども、そういう話というのはございますでしょうか。

○教育部長

実は先日の土曜日の記者会見の中で、そういう要請がございました。それについては……

○教育参事

それにつきましては昨日、須田会長に、もしかするとそういう流れもあるかもしれないので、マスコミ等が頭撮りであったりとか、教育長の説明の部分にそういう撮影をさせていただいてもいいものかどうか御検討いただきたいということで話は振ってあります。ちょっと役員の皆さん方と相談をしてから返答したいという旨のお返事が昨日ございましたので、今週1週間ぐらい待ってくれるかなというお話でした。

○猪瀬委員

役員会があるというので、そのときに話すという話を聞いたもので。

○教育参事

まだ回答はいただけていません。

○猪瀬委員

了解しました。ありがとうございます。

○櫻井委員

今、猪瀬委員からもデメリットというお話があったんですけれども、民生委員等で高齢者の皆さんにいろいろな悪徳商法的な話を消費生活相談センターとか、そういうところから、こういうのが危ないよという話をするとき、メリットだけ言うところは危ないよと、いいことばかり言うところは気をつけたほうがいいよという話を常々しておりますので、説明のときにメリットをどうしても出してしまいがちかと思いますが、デメリットにつきましても課長がおっしゃったような方向で、こういう御懸念はあると思いますが、こうしていきますということで、ぜひお願いしたいと思います。

あともう1点、資料2の市教委に対する再発防止策の提言について、①市教委職員に対する研修の実施ということで、事務局の幹部職員が研修に参加、今後は研修の対象を一般職管理職に広げていく予定ですということなんですが、私が教育委員になってからですが、私は石隈委員のような専門家でもなく、また小谷野委員のように現場の管理職としての経験もありません。地域の声を教育行政にという立場で参加させていただいているんですが、とはいえ、ある程度の現場であるとか、さまざまな状況での理解は必要かと思ひまして、いろいろ参加させていただいております。今後、研修の対象を一般管理職員だけではなくて、希望すれば教育委員にも広げていただければと思っております。

○教育長

はい、重々それは。櫻井委員は本当に積極的に参加させていただいて、私たちが平たく言えば言われる側ですので、逆にそこで感想なりお考えを持って、その場のことを私たちに伝えていただければ、そこでこういった場で意見交換していただける

と、すごくありがたいというふうに思っています。ありがとうございます。

先ほどの進め方のポンチ絵とかがありますが、さも決まったように見せていますけど、これはイメージ、特にイメージが大事なので、この場でも幾つか御意見出しましたけれども、本当にこれをきちんと先にお伝えしなくちゃいけないので、そういう点ではこういったイメージも非常に大切なので、後ほどでも結構ですので、ぜひお話をいただければと思います。

ただ、1つだけちょっと余計なことを言うんですけど、先ほどと違うのは、選択されるからこれなんですよね。私たちはもう提言を受けて、これをやることなんです。だから、メリット・デメリットを選択する権限がある方がメリット・デメリットとよくおっしゃるんですけど、私たちはそのデメリットというよりも課題というふうに、これは検討会議で校長、教頭、教務主任とやってきたんですけど、要するに、まずは新しいシステムになると、必ずメリット・デメリット、要するに前のほうとこの新しいほうを比較して、どっちがいいんですかという話のメリット・デメリットなんですけど、私たちはもう反省を踏まえて、これをやったらどうですかということを受けて、私たちもそれを受けて、要するに言われたからやるんじゃないで、全員担任の問題にしても、教育相談部会にしても、先行事例とか見ている、これはやらなくてはいけないという認識なので、ですから問題点を課題というふうに、それは乗り越えなくてはいけない課題で私たちはやってきて、それはこれから学校の人に対しても、そういうお伝え方をするとということで、先ほど指導課長がということなので、ちょっとくどいようですので、その点については改めてお話をさせていただきたいと思います。

言いたいことを言いましたけど、ほかにございますか。きょうは一たん、問題提起の面で、協議という形をとらせていただきましたので。そのほか特に御意見、ぜひというものがあれば。

○櫻井委員

麴町中学校の事例をお伺いしたときに、1つ気になったのが、麴町中学校は既にコミュニティースクールとして導入されているということで、コミュニティースクールとして学校が地域に開放されているので、麴町中学校で全員担任制を導入するときに、地域の方、また保護者の理解、それは導入の際にも保護者の方にも検討に入っていたので、理解も進んでいるというか、スムーズに行ったという形のお話がありました。取手市においては、コミュニティースクールという形はまだ導入されておりませんが、今回、新しい学校教育3つの取り組みが軌道に乗った暁には、やはり全国的なことでありますし、文科省からの話もございますので、そういったものも視野には入れているものなんでしょうか。

○教育長

その点については、課題というふうには認識しますけれども、いろいろなことを一緒にたにはしてはできないかなという気がします。麴町中学校は、来ていただいたのはいいんですけど、私たちはその根底にある考え方を皆で共有するために来ていただいたのであって、麴町中をそっくりそのまま取手の問題に置きかえてやるというつもりでお呼びしたのではないので、その辺については若干誤解されている向きもあるんですけど、私たちの意識としてはそういったものではないです。やっぱり地域の問題があって、コミュニティースクールの場合は時間をかけて議論しないと、これは取手市内でもいろいろな地域があるので、私は正直、コミュニティース

クールは難しい話かなと思います。だから、私の考えとしては、この問題とコミュニケーションスクールを同一レベルでお話を進めていくというのは、正直、危険かなと。いろいろな御意見があると思いますけど、危険ではないかなと現時点では私は考えています。

そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。協議1については、原案のとおり、この方向で進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

それでは、原案のとおり、この協議の方向で進めさせていただきたいと思えます。

続きまして報告2、いじめ防止策等の取組み状況に関する報告についてを議題といたします。

1点目の再発防止策検討会等について報告を求めます。浅野指導課長お願いします。

○指導課長

こちらの再発防止策検討会等についての御説明をさせていただきたいと思えます。右上に資料の1と書かれているものになります。こちら再発防止策検討会議、先ほどから再発防止策のお話をしている際に、ちょこちょこ出てきた会議でございます。こちらは10月に立ち上げまして、これまで12月末までの間に4回、再発防止検討会議を行い、その中で全員担任制に関する事、そして相談部会に関する事、さらには2学期制に関する事を検討してまいりました。

個々の細かいことに関しましては、先ほどお話ししました流れ、今後の取手市教育委員会の再発防止に向けた流れに沿うところでございますので、簡単に御説明いたしますが、こちらの次第にあるようなことが3回までに話し合われ、検討が必要であろうと思うことについて、小学校部会、中学校部会に分かれまして、それぞれ検討してまいりました。本当に大枠ではなく、実務的な細かいところの疑問等をここで吸い上げて、それについての話し合いをしてきたところです。

そして、この会議の中で、こういうふうな方向ではどうかというようなことについて、新年1月になりまして、校長会、教頭会、教務主任会、こちらで検討会議の中でここに載せられているようなことが話題となっていて、現在これを考えて進めていますということで伝達をして、さらに校長会、教頭会では、それぞれの校種によって意見交換等をいただいております。この中で出た意見につきましては、また再発防止策検討会議の第5回になりますが、そこで出させていただいて、それをさらに深めるとともに、今度の再発防止策検討会を24日に予定しておりますので、その中で大枠をこういう方向でという大きな方向性を打ち出していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、再発防止策検討会議についての説明はかなりダブっている部分がございますので、以上で終わりにさせていただきたいと思えます。

○教育長

以上で報告は終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○櫻井委員

大変つまらないところですが、県の義務教育課にも、教育委員会事務局からさまざまな御依頼等をしてくださって、ありがとうございます。その中の7番、全小中学校20校の相談室の整備ということで、これは県から予算をつけていただくということによろしいでしょうか。

○指導課長

こちらは、県にも何か予算的に御協力していただけるものはないかという形で、御相談を持って行ったところでございます。

○教育長

残念ながら、その仕組みがないので。すみません、申し訳ないです。

計画的なものですので、またこの後、先ほどの協議内容も含めて御意見をいただければと思います。そのほかよろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告事項1点目の質疑、御意見を終結といたします。

続いて報告2の2点目につきましては、いじめ事案に関する個人が特定できる情報を含む内容となります。そのために議事を非公開として報告したいと思います。

報告2の2点目につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと考えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議ございませんので、報告2の2点目については議事を非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長

それでは、報告2の2点目について説明を求めます。浅野指導課長お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告2の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告2の議事を終わります。

非公開とした件の議事が終了いたしましたので、会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

○教育長

次に、その他に入ります。事務局から報告等をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐

事務局から報告させていただきます。

まず1点目、令和元年第4回取手市議会定例会会議録速報版というものを、委員の皆様のお手元に配付してございます。12月に行われました市議会定例会におきまして、9人の議員さんから教育委員会に対して一般質問がございました。そちらの質問部分と答弁部分の抜粋となっております。なお、こちらの会議録速報版につきましては、校正が完全ではない部分もございますので御了承願いたいと思います。お持ち帰りいただきまして、内容を御確認いただければと思います。

続いて2点目なんですけども、2月の行事予定、それから定例会の予定ということでお知らせいたします。令和2年2月行事予定表、1月21日現在というものがお手元にお配りされているかと思っております。次回の定例会を2月26日水曜日午前中を予定しております。また改めて御通知を差し上げますので、御確認いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育長

日程等について御不明点があれば、後ほど事務局のほうに御連絡いただければと思います。

以上で、今定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

令和2年第1回教育委員会定例会を閉会といたします。

午後0時10分閉会